

入 札 保 証 金 説 明 書

入札保証金について

1 入札保証金の額

見積る契約金額を賃貸借期間（60月）の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。納付の方法は4、5による。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当する。

※ 現金及び小切手で入札保証金が納付された場合、手続きが複雑になる上、取り扱いに配慮が必要となりますので、可能な限り「3. 入札保証金の免除」の手続きをとって下さるようご協力をお願いします。

3 入札保証金の免除

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和5年7月5日（水曜日）午後5時までに提出した場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年の間に履行期限が到来した2つ以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類（様式8）を令和5年7月5日（水曜日）午後5時までに提出した場合

※ 「過去2年の間」とは、本件入札実施日を基準として過去2年間である。したがって、令和3年7月7日以降に、契約期間が満了し、誠実に履行したものが対象となる。契約締結日に関する期間の制限はない。

4 小切手で納付する場合

納付方法	下記の場所へ直接持参し、企業局総務企画課が発行する保管証と引き替える。
納付場所	沖縄県庁舎 12階 企業局総務企画課
納付期間	令和5年7月7日（金曜日） 午前9時から午前11時まで
還付方法	入札終了後、即日に還付。領収書に記名・押印のこと。（落札者以外）

5 現金で納付する場合の納付方法

納付方法	(1) 様式第2号の相手方コード登録票に必要事項を記入し、令和5年7月5日（水曜日）午前11時までに、企業局総務企画課へ提出する。 (2) 債務者登録票に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付し、領収証の写しを企業局総務企画課へ速やかに呈示すること。
納付場所	沖縄県公金収納取扱金融機関のページ (https://www.pref.okinawa.jp/site/suito/kaikei/kokuhi/koukintoriatukai.html) に掲載されている金融機関
納付期間	令和5年7月5日（水曜日）午後3時まで ※納付場所の窓口対応時間に留意すること。
還付方法	入札終了後、約20日後に登録した口座へ振り込む（落札者以外）

6 入札保証金に代わる担保（事前に契約担当者と相談すること。）

入札保証金は現金での納付以外に、次に定める担保の提供をもって代えることができます。

(1) 国債及び地方債

担保の価値：額面金額又は登録金額

(2) 政府の保証する証券

担保の価値：額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値）の8割に相当する額

(3) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

担保の価値：小切手金額

(4) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形

担保の価値：手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

(5) 郵便為替証書及び定期預金債権

担保の価値：当該債権証書に記載された債権金額（定期預金債権にあつては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出すること。

(6) 契約担当者が確実に認める社債

担保の価値：額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値）の8割に相当する額

(7) 契約担当者が確実に認める金融機関の保証

担保の価値：保証金額

7 その他

上記の各種手続に関する受付時間は、指定がある場合を除き、午前9時から午後5時までとする。

